

■建物等の改修・工事費補助

締11月30日(月)※事前着手したものは受付不可。

☎建築課(☎0848-38-9245)

●木造住宅の耐震診断・改修費、耐震シェルター等設置費補助

☑次の全てを満たすもの

- ①市内にある木造の一戸建住宅か長屋住宅(木造在来軸組構法か伝統的構法のものに限る。)
 - ②昭和56年5月31日以前に着工された住宅
 - ③平屋建か2階建
 - ④所有者か居住者(居住予定者を含む)が申請するもの
 - ⑤令和9年1月29日(金)までに完了報告できるもの
- ※耐震改修とシェルター設置は、耐震診断の結果、耐震性に不足があると判定された住宅が対象。

補助額 木造住宅の耐震診断: 上限2万円
木造住宅の耐震改修: 上限30万円
耐震シェルター(ベッド)設置: 上限12万5千円

●アスベストの除去等工事費補助

☑市内の民間建築物に吹き付けられたアスベストの除去、封じ込めや囲い込みに係る工事

※吹付けアスベスト及び重量比0.1%を超えるアスベストを含有する吹付ロックウールが対象です。

☑補助対象工事費の3分の2(上限200万円)

●住宅耐震化促進支援事業

昭和56年5月31日以前に着工された旧耐震基準木造戸建て住宅で、耐震診断の結果、耐震性に不足があると判定された木造住宅の改修費用、建替費用や除却費用の助成を行います。

締11月30日(月)※事前着手したものは受付不可。

住宅耐震化促進支援事業内容

補助内容	(1) 耐震改修工事	(2) 現地建替工事	(3) 非現地建替工事	(4) 除却工事
補助対象要件	居住誘導区域内に建つ住宅		建替後の住宅が居住誘導区域内であること	除却後、市内の耐震性を有する住宅に移転すること
	旧耐震基準(昭和56年5月31日以前)で建てられた木造戸建住宅で、耐震性を有しないもの(長屋・共同住宅は対象外)			
	平屋建か2階建			
	所有者か居住者が申請するもの(空家は対象外)			
	国費が充当されているその他補助制度から補助を受けないもの			
補助対象事業費	工事費	除却工事費と新築工事費	除却工事費	
補助額	補助対象事業費の80%(上限115万円)		補助対象事業費の23%(上限97万8千円)	

補助内容(2)~(4)で新たに住宅を取得する場合、【フラット35】地域連携型が利用可能です。

●土砂災害対策改修工事費補助

☑土砂災害特別警戒区域の指定日以前からその区域内に立地し、土砂災害に対する構造基準を満たしていない建築物で、工事の完了報告が令和9年3月15日(月)までに提出できるもの

※土砂災害の復旧工事には利用できません。

※土砂災害特別警戒区域については、土木課(☎0848-38-9254)へお問い合わせください。

☑対象工事費の23%(上限75万9千円)

●ブロック塀等の除却・建替工事費の補助

通学路等に面する倒壊の危険性のあるブロック塀等の除却工事又は建替工事に要する費用の一部を補助します。

☑次の全てを満たすもの

- ①道路等^(※)に面するもので高さが0.6m以上のもの
- ②耐震診断等の結果、安全性の確認ができないもの
- ③建築基準法に明らかに違反していないもの
- ④令和9年1月29日(金)までに完了報告できるもの

(※)道路等…広島県緊急輸送ネットワーク計画により設定される緊急輸送道路や市内の小・中学校通学路。

補助額 補助対象経費の3分の2

上限: 除却工事15万円、建替工事(除却15万円+新設15万円)